

ジュニアNISA口座ご利用時のご留意事項

- ・ジュニアNISA口座（未成年者口座）は、全ての金融機関等を通じて一人1口座しか開設できません。また、NISAと異なり金融機関等の変更はできません。
- ・株式投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、そもそも非課税であり、ジュニアNISAによるメリットを享受できません。
- ・株式投資信託における分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となります。
- ・ジュニアNISA口座内の株式投資信託を換金等しても、非課税投資枠の再利用はできません。また、年間80万円までの非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰越すこともできません。
- ・ジュニアNISA口座内の取引で損失が発生しても、税務上ないものとされるため、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等との損益の通算、損失の繰越控除もできません。
- ・18歳（※）までは、原則として払出すことができません。また、天災等の税法が定めるやむを得ない事由以外により、ジュニアNISA口座から払出しがあった場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされ、払出時に課税されます。
※口座開設者本人（未成年者）が、3月31日時点で18歳である年の前年12月31日（参考例：高校3年生の12月末）
- ・ジュニアNISA口座内の資産は、口座開設者本人（未成年者）に帰属するものに限定されます。またジュニアNISA口座からの払出しは、口座開設者本人（未成年者）または法定代理人に限り行うことができます。口座開設者本人（未成年者）が成人になるまでの払出しは、原則として口座開設者本人（未成年者）の同意が必要となります。

平成28年12月6日現在